

廿日市市役務の提供の契約に係るオープンカウンター実施要領

令和 7 年 5 月 3 0 日

告示第 1 8 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、廿日市市が発注する役務の提供の契約について、オープンカウンターを行う場合の手續等に関し、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）及び廿日市市契約規則（昭和 6 3 年規則第 1 5 号。以下、「規則という。」）に定めるもののほか、必要な事項を定める者とする。

(定義)

第 2 条 この要領において、オープンカウンターとは、次条に定める対象業務の調達について、第 5 条に定める公告を行い、広く第 4 条に定める資格を有する者に見積書を提出させ、最も有利な条件を提示した者（以下「落札者」という。）との間に役務の提供の契約を締結する契約方法をいう。

(オープンカウンターの対象業務)

第 3 条 オープンカウンターの対象とする業務（以下「対象業務」という。）は、廿日市市競争入札参加資格者審査申請における業種情報のうち役務提供として申請され、予定価格が 1 0 0 万円以下のものとする。ただし、対象業務であっても、条件付一般競争入札その他の一般競争入札の実施を妨げるものではない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、対象業務であっても、オープンカウンターの方法以外での随意契約によることができる。

- (1) 施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号から第 9 号までの規定に該当する場合
- (2) オープンカウンターに付し、落札者がいない場合
- (3) 緊急の必要によりオープンカウンターに付すことができない場合、

オープンカウンターに付することが不利と認められる場合その他オープンカウンターに付することが適当でないと認める場合

(オープンカウンターへの参加資格)

第4条 オープンカウンターに参加できる者は、次に掲げる要件を全て具備している者とする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 廿日市市競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 可能な限り地元業者へ発注を行い、地元業者で履行が困難と見込まれる業務については、廿日市市内に継続して入札及び契約履行等の委任を受けている営業所を有する業者、広島県内に本店等を有する業者、広島県内に継続して入札及び契約履行等の委任を受けている営業所を有する業者の順に設定するものとする。ただし、広島県内に履行できる者がいない場合はその限りでない。
- (4) 本市の指名除外措置を受けていないこと。

(オープンカウンター公告)

第5条 オープンカウンターを実施するときは、廿日市市公式ホームページに公告するものとする。

2 前項の規定について、共通事項（別表第1）及び公告例（別表第2）を参考として行なうものとする。ただし、共通事項によらないものについて、独自様式により公告を行なうことができる。

- (1) オープンカウンターに付する事項
- (2) オープンカウンターに参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 仕様書の閲覧場所
- (4) オープンカウンターの見積書の提出の場所及び期間（提出期限）
- (5) オープンカウンターの方法に関する事項
- (6) オープンカウンターの無効に関する事項
- (7) 落札者の決定に関する事項
- (8) 契約書の要否
- (9) その他オープンカウンターに関し必要な事項

- 3 オープンカウンター公告の期間は、オープンカウンターの見積書の提出期限の日の前日から起算して、原則として5日（廿日市市の休日を定める条例（平成元年条例第27号）第1条第1号に規定する市の休日（以下、「市の休日」という。）を除く。）以上とする。

（仕様書等）

第6条 仕様書の配布又は閲覧等については、原則として、オープンカウンター公告の期間内において行うものとする。

- 2 仕様書に関する質問を仕様書等に関する質問書（別記第1号様式）により受け付けるものとし、原則として、オープンカウンター公告の日からオープンカウンターの見積書の提出期限の日の2日（市の休日を除く。）前までの質問受付期間を設けるものとする。

- 3 前項の質問に対し原則として、オープンカウンターの見積書の提出期限の日の前日（市の休日を除く。）までに、廿日市市公式ホームページに回答を掲載により公表するものとする。

（オープンカウンターの見積書の提出）

第7条 オープンカウンターを行うときは、そのオープンカウンターに参加しようとする者に当該オープンカウンターに係る役務の提供の契約について見積書を作成させ、オープンカウンター公告で定めた期間内に発注担当課へ持参又は郵送により提出させるものとする。この場合において、定められた見積書の提出期限までに提出（郵送の場合にあっては、公告の提出場所への到達をいう。）されなかったものは、無効とする。

- 2 前項の見積書は、封筒に入れ密封して提出させるものとする。

- 3 前2項の規定によりオープンカウンターに参加しようとする者から見積書が封入された封筒が提出された場合には、その者についての第4条に規定する当該オープンカウンターへの参加資格を確認した上、開札（封筒を開封し、見積書を確認することをいう。以下同じ。）の日時まで厳重に保管するものとする。

（開札及び見積結果表の作成）

第8条 オープンカウンターの見積書の提出期限後直ちに、複数の職員に

より提出された見積書の開札を行わせるものとし、開札の結果（落札者の決定を含む。）については、オープンカウンター見積結果表（別記第2号様式）を作成させて整理するものとする。

（落札者の決定）

第9条 原則として、規則第25条の規定により同規則第24条の規定に準じて定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書の提出を行った者を落札者とする。

2 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者（業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織によりオープンカウンターに参加した場合には、その構成員を含む。）が、第4条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。

3 前項の規定による契約の不締結については、市長は落札者に対して損害賠償責任その他の何らの責任を負わないものとする。

（オープンカウンター結果の公表）

第10条 オープンカウンターの結果について、次に掲げる事項を廿日市市公式ホームページへ掲載して公表し、第8条の規定により作成した見積結果表の写しを発注担当課での備付けの方法により公表するものとする。

- (1) 対象業務の名称
- (2) 見積書の提出期限の日
- (3) 発注担当課の名称
- (4) 落札者の商号又は名称及び落札金額（落札者がいなかった場合には、その旨）
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

別記様式第 1 号（第 6 条関係）

仕様書等に関する質問書

年 月 日

市 日 廿 課 様

公告年月日	年 月 日	
業務の名称		
質 問 者	所 在 地	
	商 号 又 は 名 称	
	代 表 者 職 氏 名	
	担当者の所属及び 職氏名	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
質問事項		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 2 号（第 8 条関係）

オープンカウンター見積結果表		
発 注 担 当 課	部 課	
業務委託の名称	業務	
契 約 期 間	(元号) 年 月 日 から (元号) 年 月 日	
開 札 日 時	(元号) 年 月 日 午前・午後 時 分	
開 札 場 所	廿日市市 部 課	
開 札 結 果	落札 ・ 不調 ・ 不落	
見 積 者	見積もりの内容 (見積金額等)	状況 (落札、失格等)

上記金額に 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額が落札金額（契約金額）となる。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別紙第1（第5条関係）

共通事項（オープンカウンター 役務調達）

廿日市市が公告する役務の提供の契約に係るオープンカウンターの個別公告に規定する項目のほか、各公告に共通の事項を次のとおりとする。

1 オープンカウンターに参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しないであること。
- (2) 役務の提供の契約に係る廿日市市競争入札参加資格者名簿に登録されている者（廿日市市指名除外措置の期間中である者を除く。）であること。
- (3) 廿日市市暴力団排除条例に規定する排除を受けていないこと。
- (4) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者であること。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。

2 質問に関する事項

- (1) 仕様書のほか、このオープンカウンターに関する事項について質問がある者は、公告で示された日時までに、発注担当課に対して、電子メールにより行なうこと。
- (2) 質問に対しては、原則として公告で示した日時までに、書面（FAXを含む。）により回答し、その内容については、廿日市市公式ホームページにおいて公表するものとする。

3 見積等に関する事項

(1) 見積書等の提出について

ア 見積書等は、所定の見積書に見積もる事項を記入し、持参又は郵送により提出する。

イ 提出期間外に到達した見積書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

ウ 一度提出された見積書等の到着の確認の問い合わせには、一切応じないものとする。

エ 落札者の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てるものとする。）以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の10に相当する金額を見積書に記載すること。なお、見積者は調達業務に係る一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もるものとする。

オ 郵送により見積もる場合には、見積者の氏名、調達業務の名称及び見積年月日を表示した封筒に見積書を入れ密封すること。また、見積書を入れた封筒は外封筒に入れ、簡易書留等配達記録の残る方法で公告で示された日時までに、見積書提出先へ必着させること。

カ 持参により見積もる場合には、見積書の氏名、調達業務の名称及び見積年月日を表示した封筒に見積書を入れ密封し、公告で示された日時までに、見積書を提出先へ持参すること。

(2) 見積書の無効に関する事項

ア 本公告に示した競争入札入札参加資格のない者及び以下に記載する無効な見積に該当する見積は、無効とする。

(ア) オープンカウンターに参加する者に必要な資格のない者がした
見積

(イ) 同一事項のオープンカウンターについて、見積者が2者以上の
見積をした場合のそのいずれもの見積

(ウ) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる
見積

(エ) 記名押印を欠いた見積書による見積

(オ) 見積金額を訂正した見積書による見積

(カ) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書による見積

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(キ) その他オープンカウンターに関する条件に違反した見積

4 落札者の決定に関する事項

- (1) 規則第24条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最も低い価格をもって有効な見積をした者を落札者とする、なお、落札者方式が最高価格の場合は最も高い価格をもって有効な見積をした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の見積をした者が2者以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が見積に参加する者に必要な資格の要件を見たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。
- (4) 見積結果について見積結果表を作成して整理するものとする。
- (5) 天災事変その他やむを得ない事由が生じたときは、延期し、又は取りやめることができる。見積者が談合し、又は不穏な挙動をするとき等の場合で競争見積を公正に執行できない状況にあると認めたときも、同様とする。
- (6) その他オープンカウンターの執行については、執行者が決定する。
- (7) 見積結果の公表は、廿日市市公式ホームページで公表するものとする。

5 その他

この共通事項と公告に相違がある場合は、公告を優先するものとする。

別紙第2（第5条関係）

公告

次のとおりオープンカウンターを行なうので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第1号、廿日市市契約規則（昭和63年規則第15号）第23条及び廿日市市オープンカウンター実施要領（令和7年制定）第5条の規定に基づき公告する。

（元号） 年 月 日

廿日市市長 松本 太郎

1 調達内容及び条件

(1) 案件名称	
(2) 仕様等	公告と合わせて公表
(3) 発注担当課	部 課
(4) 予定価格	事後公表（税抜き）
(5) 入札方式	見積合わせ
(6) 履行期間	（元号） 年 月 日 から （元号） 年 月 日 まで
(7) 履行場所	
(8) 見積書	原則、市指定の様式を使用すること。市指定の様式によりがたいときは任意の様式とする。
(9) 委任状	見積者が代理人の場合は、委任状を提出すること。
(10) 見積書の記載方法	落札決定当たっては、見積書に記載された金額に、当該金額の100分10に相当する金額を加算

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

	した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者、非課税事業者又は免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。 ※軽減税率を適用の場合は修正して利用すること。
(11) 落札者の決定	予定価格の制限の範囲内でありかつ最低価格の見積もりをしたものを落札者とする。 落札者となるべき同価格の見積もりをした者が2者以上あるときは、別途指定する日時に当該見積者にくじを引かせて落札者を決定する。
(12) 入札回数	見積合わせの結果、予定価格に達する見積者がいない場合、別途指定する日時に再度の見積もりを行なうものとし、この再度入札の回数は1回までとする。 なお、再度の見積合わせに当たっては、前回の見積もりの最低金額を下回る金額で見積もりしなければならない。

2 入札参加資格

(1) 入札参加資格	令和 ・ 年度廿日市市競争入札参加資格者名簿に登録
(2) 営業所等の所在地	廿日市市内 本店 ・ 支店 広島県内 本店 ・ 支店 ※競争入札参加資格者名簿における本店又は委任を受けた営業所である。
(3) 許認可、資	・ 許認可、資格等の確認書類の提出期限は、見積書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

格等の確認書類	提出期限に同じ
(4) その他	

3 見積・見積合わせに関する事項

(1) 見積書提出期間	(元号) 年 月 日 午前9時 から (元号) 年 月 日 午後5時 まで
(2) 見積書提出方法等	発注担当課へ持参又は郵送等すること。 郵送等の場合は、見積提出期間内に発注担当課へ必着のこと。
(3) 質問受付期間	(元号) 年 月 日 午前 時 分 から (元号) 年 月 日 午後 時 分 まで
(4) 質問提出方法等	質問書は、発注担当課へ電子メール、FAX又は持参すること。 電子メール又はファックスの場合は、必ず発注担当課に電話により質問書の送付を連絡すること。
(5) 質問に対する回答の公表	廿日市市公式ホームページで公表すること。
(6) 見積合せ日時	(元号) 年 月 日 午前・午後 時 分
(7) 見積合の結果	(元号) 年 月 日 午前・午後 時 分

4 その他

- (1) 提出された書類等に虚偽の記載があった場合は。指名除外措置を行なうことがある。
- (2) 一定の資本関係又は人的関係のある会社が同一見積合わせに参加していることが判明した場合、一定の資金的関係又は人的関係のある会

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

社の見積合わせ全てを無効とする。（見積書提出後に見積もりを辞退することは認めない。）

5 発注担当課

〒 - 廿日市市

廿日市市 部 課

担当者

電話番号 - -

FAX番号 - -

E-mail @city.hatsukaichi.lg.jp

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。